

総務常任委員会会議録

令和 2 年 1 2 月 4 日

宮 古 市 議 会

宮古市議会定例会令和2年12月定例会議 総務常任委員会会議録目次

(12月4日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	3
開 会	4
付託事件審査(1)	4
付託事件審査(2)	7
付託事件審査(3)	13
付託事件審査(4)	14
付託事件審査(5)	18
付託事件審査(6)	20
審査終了	21

宮古市議会総務常任委員会会議録

日 時 令和2年12月4日（金曜日） 午前10時00分
場 所 宮古市議会議場

○

事 件

[付託事件審査]

- (1) 議案第8号 宮古市諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例
- (2) 議案第9号 宮古市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免に関する条例を廃止する条例
- (3) 議案第10号 宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第11号 宮古市再生可能エネルギー基金条例
- (5) 議案第16号 負担付きの寄附を受けることに関し議決を求めることについて
- (6) 議案第18号 字の区域の変更について

出席委員（7名）

松本尚美	委員長	木村誠	副委員長
西村昭二	委員	鳥居晋	委員
竹花邦彦	委員	田中尚	委員
工藤小百合	委員		

欠席議員（なし）

説明のための出席者

[付託事件審査]

(1)・(2)

総務部長	中嶋巧君	税務課長	三田地環君
副主幹兼 管理係長	和美邦彦君	副主幹兼 市民税係長	佐々木則夫君
副主幹兼 資産税係長	佐々木貴浩君	収納係長	山崎進君

(3)

総務部長	中嶋巧君	税務課長	三田地環君
副主幹兼 市民税係長	佐々木則夫君		
市民生活部長	松舘恵美子君	総合窓口課長	西村泰弘君
国民健康保険 係長	大越公君		

(4)

企画部長	菊池廣君	エネルギー 推進課長	三上巧君
エネルギー推進 係長	石田信幸君		

(5)

企画部長	菊池廣君	公共交通担当 部	山崎政典君
企画課長兼公共 交通推進課長	多田康君	公共交通推進 係	小笠原雅明君
公共交通推進課 主	根市昇君		

(6)

企 画 部 長 菊 池 廣 君

企 画 課 長 兼 公 共
交 通 推 進 課 長

多 田 康 君

副 主 幹 兼
企 画 調 整 係 長 松 橋 慎 太 郎 君

企 画 課
主 査

佐 々 木 信 吾 君

議 会 事 務 局 出 席 者

事 務 局 長 下 島 野 悟

次 長 松 橋 か お る

議 会 庶 務 事 務 員 野 崎 史 穂 子

開 会

午前10時00分 開会

○委員長（松本尚美君） おはようございます。ただいままでの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、これより総務常任委員会を開会いたします。

本日の案件は付託事件審査6件、説明事項3件となっております。

○

付託事件審査（1）議案第8号 宮古市諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） それでは、本委員会に付託された事件の審査を行います。なお、議案の提案理由につきましては本会議で説明済みでありますので省略いたします。

議案第8号、宮古市諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

審議に入る前に中嶋総務部長より、議案第8号から議案第10号に関する補足資料の配付と説明の申出がありましたのでこれを許可し、資料はお手元に配付しております。

それでは説明をお願いいたします。三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） ではまず、議案第8号、宮古市諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、お手元の補足資料に基づきご説明をさせていただきます。本条例の改正につきましては、延滞金の割合の特例を規定する地方税法附則第3条の2の改正に伴い、延滞金の割合の特例を規定する関係条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

1の改正の対象となる条例でございますが、宮古市諸収入金の督促手数料及び延滞金の徴収並びに滞納処分に関する条例から宮古市医師等養成奨学資金貸付条例までの5つの条例となっております。

2、主な改正内容でございます。（1）の主な改正個所でございます。各条例とも同じ改正内容となっております。（1）の表の右側でございます。改正前条文の下線部分、特例基準割合、括弧、当該年の前年に、及び規定により告示された割合、この部分が表の左側、改正後条文におきまして、延滞金特例基準割合、括弧、平均貸付け割合、及び規定する平均貸付割合、に改正となるものでございます。（2）の改正内容でございます。租税特別措置法の改正に伴い、延滞金の割合を算定する基準となる利率につきまして、算定対象期間が改正されたものでございます。改正前、上段表の※印の1の部分でございますが、これにつきましての割合でございますが、各年の前々年の10月から前年9月までの各月における、銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合、これが改正前の条文でございます。改正後になりますと、10月から9月の部分が9月から8月に、告示日を12月15日から11月30日までに法が改正されたものでございます。なお、参考としまして、改正前と改正後の利率をお示ししてまいります。

資料の下段の実際の利率でございますが、改正前の特例基準割合につきましては、※印の1に示した割合が0.6%に1%を加えた割合として1.6%となっております。改正後の延滞金特例基準割合でございますが、※の2、平均貸付割合が0.5%と示されてございます。これに1%を加えた1.5%が延滞金の特例基準割合となるものでございます。なお、施行は令和3年の1月1日からとなっております。以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（松本尚美君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。

竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 説明、補足資料いただきましたので、内容がよく理解を出来ました。そこで確認をする意味でお伺いしたいと思います。参考ということで今日の資料に実際の利率が改正前、改正後、それぞれ示されております。改正前の短期貸付平均利率0.6が、これが0.5に変わったということだと思います。それで確認をしたい点は、そうすると特例の延滞金の利率は、この表に示されているのは改正前の特例基準割合。改正後は名前が変わって延滞金特例基準割合となっているわけですが、それがそれぞれ1.6、1.5に変わりました。実際の延滞金はこれに1%を加算されるということですから、2.6%が2.5%になるという理解でよろしいですね。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 議案のほうに実際の条文を示してございますが、延滞金の計算につきましては、年14.6というのが本則にある延滞金の利率でございます。これが、改正後につきましては、延滞金特例基準割合の1.6%に7.3%を加算した額になりますので、8.9%が延滞金の利率になります。なお、納期限から1か月分につきましては、もともと7.3%と計算をしてございましたが、これにつきましても、延滞金特例基準割合に1%を加算した額になりますので、2.6%になると、というのが延滞金特例の規定でございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 今課長がおっしゃったのは改正前のお話。つまりね、本来は本則でいくと今課長がおっしゃったように、納期限の翌日から1か月までは本来本則でいくと7.3%なんだけれども、特例によって、改正前で行くと特例基準割合等で算定をするのだと。したがってこれでいくと、今までは短期貸付割合に1%を加えたものが特例基準割合として算定をされてました。これにさらに1%を加算したものが特例措置として適用されるということは、私の理解はですよ、7.3%の本則が、今まではこの下の表にあるように1.6%の特例基準割合にさらに1%加算されて2.6%の延滞金の特例措置がされていたと。これが今回は1か月经過するまでは1.5プラス1%でありますから2.5%になりますよと、こういう理解でよろしいですか。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 委員ご指摘のとおりでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そうすると1か月以上経過をしたものについては先ほどちょっと課長のほうからお話がありましたが、今までは、8.9%が8.8%になるという理解でよろしいわけですね。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 最後になります。改正内容は銀行の短期貸付平均利率を使って、算定方法が今までは10月から9月までを使ってましたよと。それが今回は9月から8月までに変った。これは何か意味があるんですか。それ1ヶ月ね、ずれた意味は何か短期平均貸付利率の、なにか国でこうしたほうがいいのか、参考までにね。もし、そこがわかれば、1か月ずれた意味があるのかって思うんですが、ここは把握をしていれば、なぜこういうふうに時期の見直しが行われたかという点についてはどうでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 申し訳ございません。あくまでも租税特別措置法の改正ということで認識してござ

いまして、1か月前倒しになった根拠については確認出来てございません。

〔竹花委員「終わります」と呼ぶ〕

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 私からはですね、今回の条例改正の前提となります延滞のいわば実態がどうなっているのかという点について、もしおわかりでしたらね、後でもいいんですが資料等でお配りいただければいいなと思っております。つまり今回は、市場金利はかつてない歴史的なマイナス金利。いわばその金融機関のほう料金を預かるかわりに金利を預金者にお支払いするというのが今までの通常だったんですが、今度は預金する方が銀行に預けた金利を払うというふうな状況にまでですね、今の金融機関の市場がなっているというふうには私は理解をしています。それがいわゆるマイナス金利であります。そういう中で今回はたまたま政府のそういう、デフレ克服に向けてですね、かつてない、いわば日銀がどンドンお金を刷って、市場にお金を掘り出してるもんですから、超低金利になってるから今回はこれだけ見ると、一見、その督促料にしても低くなるからいいのかな、というのがあるんですが、実態としてですね、その督促をしなければならないような状況をどう把握しているのかですね、税務課長さんに聞くのはなんなのかなと思いますので、あえてここは資料がおありでしたらばお示しをいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） ご承知のとおり宮古市の場合は収納率が幸い県内で一般税、国保税とも、第1位の部分でこの4、5年推移をしております。納期限までに納付が出来ずに、延滞金までかかってしまう方々については他市に比べれば少ない状況でございます。委員が今ご要望の資料と申しますのはどのような資料でしたでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 例えばその過去3ヶ年の延滞金の適用事例。それから実際の延滞金の徴収額等はどうかということですね。例えばその対象になるものもございませぬ。これで見ますとあくまでもその市の諸収入ということですから、市税は対象にならないと、いうふうに私は理解をするわけなせぬ。諸収入ですから。そういう理解でいいですか。延滞金の対象。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 延滞金につきましては、市税につきましても、あるいはそれ以外の収入につきましても、納期限を過ぎたものにつきましては延滞金が適用されるものでございます。なお、延滞金の決算額、歳入の決算額でございますが、ご参考までに令和元年度の決算額は623万4,846円を歳入してございます。平成30年度の決算になりますと、601万8,999円、これが21款の諸収入に歳入してございます延滞金の額でございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 実は今日この資料をいただくまでは、今三田地課長が答弁なさったような理解でいたんですが、今回あえて（1）の中にですね、改正の対象となる条例。この条例の中には、（1）宮古市諸収入金の督促手数料及び延滞金の云々かんぬんと。これは対象になりますよ。あとは介護保険条例、公共下水道事業受益者負担に関する条例、それから後期高齢者医療に関する条例、宮古市の医師等養成奨学金貸付条例と、この5本の条例にのみ今回の延滞金の改正が適用されます。いうふうに読んだものですから、私は市税は対象にならないね。従来どおりの改正前のいわば手数料でやることとなりますよというふうに理解する。そういう提案でありますか。確認です。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 市税条例につきましては、6月の議会で上程をさせていただきまして、議決をちょうだいしてございます。その中で、延滞金特例についても、改正済みでございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 失礼しました。6月でこれはもう改正済みだから、今回はこの改正の対象となる条例の中には省いてあると、いうふうなお答えに理解しましたので、そこはそこで理解したいと思うんですが。そこで次、参考の部分ですね。この区分の表現なんです、改正前の特例基準割合となってますが、今回改正後の場合には、ここにあって延滞金という文言が入ってきてますけども、この違いは何ですか従来と違うのかな。つまり改正前の特例基準割合もそれは延滞金を想定したものと思っているんですが、今回あえてここに延滞金という文言が入った意味はですねどう理解したらいいのか伺います。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 特例基準割合も、延滞金特例基準割合も、延滞金の特例の割合を指し示す用語として違いはございません。地方税法附則の中で用語の改正があったものでございます。

〔田中委員「了解しました。終わります」と呼ぶ〕

○委員長（松本尚美君） ほかに質疑ありますか。なければこれで質疑を終わります。

これから議案第8号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。

議案第8号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第8号は原案可決すべきものと決定しました。

○

付託事件審査（2）議案第9号 宮古市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免に関する条例を廃止する条例

○委員長（松本尚美君） 議案第9号、宮古市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免に関する条例を廃止する条例を議題とします。

それでは補足資料の説明をお願いします。三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 議案第9号、宮古市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免に関する条例を廃止する条例につきまして、お手元の補足資料に基づきご説明をさせていただきます。

1の趣旨でございます。宮古市東日本大震災の被災者に対する固定資産税の減免を廃止しようとするものでございます。あわせて令和3年度は激変緩和措置により段階的に課税をしようとするものでございます。

2の経過でございます。平成26年度までは、地方税法の改正に基づく減免を実施してまいりました。その後、27年度から令和2年度までは条例に基づき減免を実施してございます。この間、昨年12月に議会、総務常任委員会におきまして、令和3年度以降の減免解除の方針についてご説明をさせていただいた経緯がございまして、その後、3月から5月につきまして、広報等により、令和3年度からの課税再開予定について、納税者の方々に周知をしたところでございます。

3、減免の状況でございます。（1）現在の状況でございますが、被災土地及び被災家屋で未使用の場合は全

額減免、使用開始した場合は2分の1減免を適用してございます。減免の状況でございます。表をごらんください。平成23年度は全筆、全棟、全額減免でございました。減免額は6億5,280万円となっております。5年経過後の平成28年度につきましては、土地、家屋等の活用が進みまして、減免対象土地の約70%、同じく家屋の99%は2分の1課税となり、活用が進んでいる状況でございます。減免額は1億7,781万円でございます。令和2年度、今年度でございますが、当初課税分の状況でございます。土地の80%、家屋の99%が2分の1課税という状況でございます。減免額は1億9,443万円となっております。(2)国からの交付税の状況でございます。固定資産税の減収分につきましては、震災復興特別交付税により、全額補填されておる状況でございます。なお、令和3年度以降につきましては現在方針が示されていないところでございます。

4、令和3年度以降の固定資産税の方針でございます。減免している地域の固定資産税につきまして、全額減免者に対する激変緩和を考慮し、令和3年度から段階的に課税し、令和4年度からは全額課税しようとするものでございます。表をごらんください。令和2年度、今年度におきまして2分の1減免となっている方につきましては、令和3年度から全額課税に移行をしたいと考えてございます。今年度、令和2年度までが全額減免となっている方につきましては、来年度は2分の1減免を適用させていただきまして、令和4年度から全額課税をさせていただきたいと考えるものでございます。影響額、減免額でございますが、令和2年度1億9,443万円の減免額でございますが、段階的な移行をしますと、令和3年度の減免額は950万円ほどと見込んでございます。

資料の2ページをごらんください。段階的な課税とし、減免を廃止しようとする理由でございます。①災害公営住宅事業、区画整理事業、防災集団移転事業等が完了し、復興道路も今年度をもって完了予定であり、宮古市における社会資本は整備されている状況であること。②家屋の新改築及び土地の利活用が進み、生活基盤が整備されるとともに、経済活動も東日本大震災の前の状態に戻ってきていること。③閉伊川水門につきまして、完成が令和8年度末と示されてございます。完成までに長期間を要すること。④東日本大震災から10年が経過しようとする中で、課税されている方と減免される方において課税の公平性を考慮する必要があること。この段階的な課税再開の方針につきましては、条例の附則の第3項に規定しているところでございます。

5、今後の取組でございますが、段階的な課税の再開につきまして、広報、ホームページあるいはチラシ等で住民皆様へ周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。また、一定額以上の税負担が増加する納税者の方々には個別に周知を図りたいと考えてございます。

なお、被災他市の状況でございます。釜石市と大船渡市、陸前高田市さんの状況でございます。おおむね現段階では検討中ということでございましたが、釜石市さんにつきましては、令和3年度から全額課税、陸前高田市さんも同様の内容で検討中ということで伺っているところでございます。以上でご説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

○委員長(松本尚美君) 説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。

田中委員。

○委員(竹花邦彦君) 私からは1点だけ確認も含めて伺いたいと思っております。ただいまの三田地課長から説明のございました2ページの被災他市の状況ということの中に、釜石市、大船渡市、陸前高田市の対応が示されております。ここでちょっと私が注目するのはですね、これよく見ると釜石も大船渡も陸前高田も内容的には同じではないのかなと思ってるんですが、冒頭に未使用の資産は全額減免、大船渡市が使用開始した翌年度は2分の1減免ということですから、これ読替えますと使用しなければ減免というふうに読み取れるんですが、

宮古市の場合にはこの部分についてはどう理解したらいいのかですね。つまり、未使用の資産は減免するという考えは宮古市にはないと、そういう理解でよろしいでしょうか。確認です。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 令和2年度までは、未使用の土地につきましては全額減免をといるところでございます。令和3年度につきましてはその未使用の土地については2分の1減免に移行したいというものでございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） そうしますと被災した沿岸市町村の中で釜石市、それから陸前高田市と比べて宮古市はちょっと違った対応になると。そういう理解でいいのかな。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 資料のほうには他市の状況を記載してございますが、あくまでも検討段階という部分でございますので、正式な方針につきましては多分恐らく今後、各市でも示されるものと思います。確認をした時点での状況になるものでございますので、現段階で同じ方針になるのか異なる方針になるのかというのははっきりとは言えない状況でございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 固定資産税というのは非常に地方税、とりわけ市町村にとってはですね、大事な税収の項目になっているのかなと思っておりますし、なおかつ3か年ごと見直しが行われると。ただ実態とすれば、地方経済のやっぱり地盤沈下が進んでおまして、土地それから建物、営業資産等々含めてですね、評価額自体が特に土地や建物に象徴されるようにですね、マイナスの方向に向かっているということになると、必ずしも各市町村にとってはですね、固定資産税の税収が今後もその言わば右肩上がり、税収が期待できるかというところですね、ちょっと不安を抱えるなど、いうふうに私は思っているんですが、そういう中でここ改めてちょっと最初の話と同じことになろうかと思うんですが。確認なんですが、ここであえて今回、この対応の中で、隣の釜石市は国の制度改正に伴って、あくまでも未使用の資産は全額減免を続けますよって私は読んだんですよ。未使用がきますから。宮古の場合にはそこはもう例外なく、年度で区切って2分の1減免からスタートしていきますよと、いうふうにもう説明受けてるなと思うんですが。そこはね、非常に大事な部分だと思うんですよ。大事な部分だというのは、宮古市は釜石市に比べると市民所得ははっきり言って低いですから。釜石市では、固定資産税の負担をですね、こういう形で配慮しているとすればですね。宮古市がそれに先駆けて、ある意味国の制度にそのとおりですね、やろうとするその意味は何なのかという疑問が生じますので、私の理解が違いますよっていうのであれば、私の誤解を解く意味でもですね、もう一度ご説明があればいいなと思っております。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 資料2ページの釜石市さんの状況でございます。あくまでも確認段階での状況でございますが、釜石市さんも宮古市と同様に未使用の資産については全額減免、使用開始の資産につきましては2分の1減免としているというのが1行目でございます。2行目の後段でございますが、令和3年度以降は原則として全額課税とすることを検討しているという形で伺っているものでございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 私が最初しか読まないで、質問してたなという認識を今改めて、三田地課長のお答えを

聞いてですね、新たにしていまして大変失礼しました。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） それでは幾つかお聞きをさせていただきたいと思います。改めて今日の審査に当たって減免の条例等についても目を通してまいりました。そこで最初に確認の意味でお聞きをしますが、多分、経過の中で、常任委員会でも説明をしましたよというお話がありますので、もう既に説明がされてきたかもしれませんが。ちょっと私の理解は、固定資産税の減免については、一定のその被災地区の状況で要はその地区の指定をして、全額免除あるいは2分の1減免という形でやってきたのかなと思ったら、今日の資料を見るとそうではなくて、未使用それから使用開始という形でやってきている。そういう形で全額免除、2分の1減免をしてきましたよとなると、地区ではなくて、個々の言わば状況で全額免除、そして2分の1減免。こういう形の課税になっているという理解でよろしいわけですね。

○委員長（松本尚美君） 三田地稅務課長。

○稅務課長（三田地環君） 震災減免などを適用するに当たりましては、まず適用する地区を告示いたします。その地区の中にある部分で、今委員がおっしゃったように未使用であれば全額減免、使用開始していれば2分の1減免としているところでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） とすれば、最初にやっぱり地区を一定程度告示行為等によって指定をして、その中で使用しているか未使用なのか、とこういうことでの判断だということですね。

○委員長（松本尚美君） 三田地稅務課長。

○稅務課長（三田地環君） 委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） それではですね、今度従来全額減免をしているところは来年度は2分の1減免をする、ということの提案になってますので、その地区はどこの地区になりますか。これまで、もしかしたらご説明をされてきたかもしれませんが、どこの地区が2分の1減免の対象地域になりますか。

○委員長（松本尚美君） 三田地稅務課長。

○稅務課長（三田地環君） 告示する地区につきましては、変わらないものと考えてございます。その中で、2分の1減免したものについては全額課税、全額減免になっているものを2分の1減免にしようとするものでございます。なお地区につきましては広範囲でございます。北は田老地区から南は重茂地区、あるいは西のほうに行けば、町なかの緑ヶ丘、西町等まで含んだ部分が地域として告示されてございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 逆に聞きますが被災をした地区で、ここは適用されてない地区のほうが早いのかしら。ここの地区は言わば、今まで全額免除、あるいは2分の1減免。大体範囲的に言うとほとんどのところがそうすると、地域指定をされて使用か未使用かによって全額免除か、2分の1減免か、とこういうふう考えたほうがいいのかということですか。

○委員長（松本尚美君） 三田地稅務課長。

○稅務課長（三田地環君） 東日本大震災によりまして被災をした地域はほとんど網羅して、対象地域として告示をしているものでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） わかりました。だとすれば、単刀直入に言って使ってるか使っていないかによって、言わば固定資産税は未使用の場合はこれまで全額減免をしてきた。使ってる場合は2分の1減免をしてきたという理解をすればいいということだというふうに思います。

そこでですね、家屋の場合は、実際問題は新しく新築をされたり補修等々でここはしっかりと現況調査等されているんだと思います。問題はこれから今まで全額免除でしたから、全額免除のところはある意味で土地の現況調査等については、変な話しなくてもね、全額免除ですから、さほど、そこについては、現況等については余り影響がなかったと思うんですが、これからは全額免除が2分の1減免に移行していく。当然、固定資産税の場合は現況地目がどうなっているか。これによって当然、それぞれ課税額評価等が違っていくということになりますので、特にはね、そういった場合については、登記地目と現況の地目が、これが本当に変わってきているかどうか。ここのチェックが大変大きなポイントになってくるだろう。つまり、しっかりと現況課税に伴って評価がされて課税がされているか。今まで全額減免でしたから余りそこはね、気にしなくてもよかったわけですけどもこれからは課税をしていくよ、2分の1減免課税をしていくよ。令和4年度からはもうこれは減免がなくなるということですから。とすれば、そのね、特にも、土地については現況地目がしっかりと調査をされているかどうかというのが大きなポイントになってくるんだろうと思うんです。その点は大丈夫ですか。しっかりとそれがね、された上で課税がされていくというふうに、これは当然なわけですけども、そこら辺が市の様々な体制等も含めてですね、そこはしっかりと大丈夫だと。現況調査がしっかりと把握をされた上で、2分の1課税、そして全額課税という方向になるんだという理解をしたいわけですがどうでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 委員おっしゃるとおり固定資産税につきましては現況課税が基本となっております。来年度は評価替えの年でございます。今年度、それに向けた準備をしておりますが、その中で、現況についても調査を進めているところでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 来年度っていうことは、令和3年度が評価替えに基づいての年だということ、そういうことですか。とすれば、本年度しっかりと来年度の評価替えに向けて現況調査等もされているんだと、こういう受け止めでよろしいということですね。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 最後になります。1ページの資料の減免の状況の（2）国からの交付税の状況。現在震災復興特別交付税で1.5%が補填措置をされていると、こう書かれてますが、これ標準税率ではなく宮古市の場合は固定資産税1.5%なわけですが、これが全額1.5%で補填をされているんだと、こういう理解でよろしいわけですか。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 宮古市は超過税率でございますが、税の減免分につきましては全額補填されてございます。

〔竹花委員「終わります」と呼ぶ〕

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 2ページをごらんいただきたいと思うんですけども2ページ。今回令和4年度から全額課税する理由としてですね、私ちょっと首をかしげている部分について質問いたします。それが何かといいますと③であります。閉伊川水門について云々かんぬん。つまり完成がここからまたさらに5年以降になりますよと。だから全額課税するんですよっていうのはね、ちょっと私意味がわからないんですが、これはどういう意図で、ここに全額課税する根拠にですね、閉伊川水門云々かんぬんという記述が入ったのか。私は③が要らないのではないかと考えて聞いてるんですが、お答えいただけます。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 資料1ページの経過のほうに記載させていただきましたが、昨年度の総務常任委員会の中で令和3年度以降の課税の方針につきまして、社会資本の整備が完了された地区については令和3年度から全額課税をしたいというふうにご説明したところでございます。その時点では、閉伊川水門につきましても令和2年度で完成ということで県から示された部分でございまして、その翌年の1月に改めて県のほうから閉伊川水門の完成が令和8年度まで延びるというふうにご示されたことがございますので、ただそう申しましても、閉伊川水門が出来ないことによって、影響を受けて今も利用されていないという土地は、現状ないという認識でございまして、ここにあって、理由としてつけさせてもらったものでございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） いやですから、ここで閉伊川水門云々かんぬんするっていうことは、令和2年までに閉伊川水門も完成して、浸水の言わばその危険が言わば解消されるインフラが整う。だから全額課税するんだというのは分かるんですよ。今回そうじゃないわけですよ。令和2年度に完成の予定のやつがさらに5年延びるよ。したがって、宮古市は5年延びたところからですね、翌年度以降から全額課税しますっていうのであれば理由として成り立つんです。出発点が令和2年度に切っていて、延びた。延びたということはどうなんですかね。かなりやっぱり浸水の言わば危険が必ずしも解消されたって私は理解しないんですが。まあ、ここはねそういう意味で③ということで全額課税の理由に、これを強調する必要性はないんじゃないですか。という気持ちで聞いておりますので、そういった意味で考え方を聞いてました。今の三田地課長のお答え聞きますとね、いよいよもって、今のようなお答えするのであれば、宮古市は閉伊川水門が完成するまでは2分の1軽減措置を続けますというのであればね、理由になるんですよと私は思うんですがいかがでしょう。部長これどう思いますか。

○委員長（松本尚美君） 中嶋総務部長。

○中嶋総務部長（中嶋 巧君） すいません。田中委員のおっしゃっていることわかります。ただいま三田地のほうから説明したとおり、前に総務常任委員会で当然水門の方は令和2年度にできるという部分のときに、議員の皆様にご説明してるところがあったものですから。田中委員のおっしゃるようになりますね。これは理由じゃないですよっていうのはわかります。ただ私たちは、その部分も経過があったものですから、実際はこの部分が県のほう確認したら令和8年度までになったということで、そういう趣旨でございまして、強調していただくわけではございません。あえてここは議員の皆様にも説明しなければならないかなと思ったものですから、入れました。申し訳ございません。

〔田中委員「わかりました。終わります」と呼ぶ〕

○委員長（松本尚美君） ほかにありませんか。なければこれで質疑を終わります。

これから議案第9号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。

議案第9号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第9号は原案可決すべきものと決定しました。

説明員の入れ替えを行います。

〔説明員入れ替え〕

○

付託事件審査（3）議案第10号 宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） 議案第10号、宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

補足資料の説明をお願いします。三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 議案第10号、宮古市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、お手元の補足資料に基づいてご説明をさせていただきます。

資料をごらんください。このたびの改正は、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布され、国民健康保険税の改正部分につきましては令和3年1月1日から施行されることになってございます。これに伴う改正でございます。改正の内容でございます。資料の箱の中をごらんください。第26条でございます。軽減判定所得の算定におきまして、減額の対象となる所得の基準額、基礎控除額の相当分となっておりますが、これを現行の33万円から43万円に引き上げるものでございます。これにつきましては、給与所得及び公的年金等所得の控除がそれぞれ10万円引下げられ、基礎控除額が10万円引上げられることに伴う改正となっております。また、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数が2人以上いる世帯の軽減判定所得の算定方法について規定をするものでございます。

軽減判定所得の表をごらんください。具体的内容でございます。軽減には7割、5割、2割の軽減がございます。このうち、7割軽減の基準額の欄をごらんください。現行でございますが、表の右側、改正前の部分でございますが、7割軽減の基準額は33万円でございます。これが改正後でございます。基準額が43万円に引上げられるとともに、給与所得者及び公的年金所得者の合計数から1を引いた数に10万円を乗じた金額を基準額に加算することとするものでございます。これにつきましては、5割及び2割軽減についても同様の改正となっております。

附則の第6項につきましては、第26条の改正に伴いまして文言の整理等所要の整備をするものでございます。

なお、今回の改正に伴う基準額の引上げ等の改正に伴います国民健康保険税の影響額は、約600万円と見込んでございます。以上が今回の改正に係る主な内容でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（松本尚美君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。

竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） まず影響額の関係です。600万円。要するにこれは600万円の国保税収がふえるということですね。そういう理解でいいですね。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） すいません。これにつきまして軽減額が600万円増えるという部分でございますので、国保税収がその分減るという意味でございます。大変すいません。軽減額の増分という意味でございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 国保税の税込分が600万円増えるのじゃなくて、逆に税込分が600万円減りますよと、こういうことだということですね。なるほど。この600万円減るところ。それは基礎控除額が10万円、43万円に上がる。7割、5割、2割軽減、それぞれこのところが1番、この影響額を受ける部分ですか。平均的に受けるのか。これはどうでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 7割、5割、2割の区分でどこがふえる、ふえないという部分ではちょっと出せないですが、今回の改正に伴いましては、給与所得と公的年金の方につきましてはほぼ影響がないものと見込んでございます。影響があるのは、事業所得、営業所得でございますとか、そういう職の方につきましては、軽減の基準額が上がるという分でございますので、その分で軽減額が増になるということでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 事業所得の方々の軽減対象範囲が広がることになると、こういうことで600万円、税収に影響があるとこういう理解をいたしました。そこでちょっとさっきのね、固定資産税の関係のところ。国保税のここでちょっと。逆に、固定資産税の減免が廃止になることによって今度は資産割のところの影響が出てくる。この影響額はここでどういった跳ね返りが来るかというところは試算みたいなものが出てますか。もしあればお聞かせいただきたい。

○委員長（松本尚美君） 三田地税務課長。

○税務課長（三田地環君） 震災減免によります全額の減免している方々を一律に全額課税にした場合、国保税の影響額は約500万円と見込んでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） それは令和4年度に全部、2分の1減免も切れた段階で500円万という意味ですよ。そうすると来年度は2分の1減免が残りますから、それよりは小さくなるという意味でのお話ですね。了解しました。

○委員長（松本尚美君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） なければ質疑を終わります。

これから議案第10号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。

議案第10号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第10号は原案可決すべきものと決定しました。

説明員の入れかえを行います。

〔説明員入れ替え〕

○

付託事件審査（4）議案第11号 宮古市再生可能エネルギー基金条例

○委員長（松本尚美君） 次に、議案第11号、宮古市再生可能エネルギー基金条例を議題とします。

菊地企画部長より補足資料の配付と説明の申出がありましたのでこれを許可し、資料はお手元に配付しております。それでは補足資料の説明をお願いします。三上エネルギー推進課長。

○エネルギー推進課長（三上 巧君） それでは議案第11号宮古市再生可能エネルギー基金条例につきまして補足資料で説明をさせていただきます。宮古市再生可能エネルギー基金につきましては、第1条でその設置目的を、再生可能エネルギーを活用した施策を推進するためとしております。これは本年度策定いたしました再生可能エネルギービジョンの基本目標を達成するために、取り組む、施策に充当するものであります。具体的には、再生可能エネルギー事業から生まれる収益などを積立てまして、再生可能エネルギー事業への投資、及び地域課題の解決を図る公共サービスの財源として活用することとしております。

第2条で積立て額は予算で定めるといふようにしておりますが、基金の原資としまして、再生可能エネルギー事業への参画による配当金、再生可能エネルギー事業の収益、再生可能エネルギー施策に対する寄附金、そして再生可能エネルギー関連施設の市有地貸付料金・固定資産税の相当額。これらを原資として、積立てたいと考えております。

基金の用途になります。再生可能エネルギー事業に資本参加するための財源、再生可能エネルギー事業を推進のための各種支援制度の財源、そして再生可能エネルギー事業を行うための財源、そして多様な地域課題を解決するための財源、こういったものに基金を充てていきたいと考えております。基金の原資、その使い道をイメージしたものがこの2番になります。再生可能エネルギー事業による収益を基金に積立てまして、それを財源としまして再生可能エネルギーを活用した施策に充当していきたいと考えております。説明は以上になります。よろしくをお願いします。

○委員長（松本尚美君） 説明が終わりました。質疑のある方は挙手願います。

田中委員。

○委員（田中 尚君） 今の課長のほうからご説明のあった部分でございますが、資料の部分のこれページ数がないですけども、設置の目的に関連いたしましてご質問をさせていただきます。

一つはですね財源原資の部分なんですけど、現時点で配当金はこれから決めただけなんです、現時点ではこれ予想ということになるかと思うんですけど、まず1から4までの過去の実績も踏まえて、現時点で基金をつくろうとする際に、おおよそマックスでどれぐらいの積立てが可能になるのかですね、ご説明をお願いしたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 三上エネルギー推進課長。

○エネルギー推進課長（三上 巧君） 委員ご指摘のとおり、配当金等まだございません。この中で、現在、考えている実績があるものが4番目の関連施設に係る市有地貸付料・固定資産税の相当額の部分となっております。今年度積立て、補正予算のほうでも要求しておりますが、こちら市有地貸付料・固定資産税額の相当額を積立てようとしています。1億6,800万円ほどの補正予算の要求をしているところです。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○委員（田中 尚君） 以前の基金の目的はですね、この基金を有効に活用することによって、その収益を言わば様々な事業に振り向けるというのがかつての積立金の正当性だったという理解をしてるんですけど、現在はほとんどもう基金は異常な低金利ですので当てにならない。そこから取崩し型の基金活用という形がですね、ずっとこの間捉えてる政策だと私は理解しております。したがって、今現時点で財源として見込めるのは、1億6,800万円というふうな課長からのご説明いただいたというふうなことで理解をしたいと思っております。

○委員長（松本尚美君） ほかにございますか。

竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） はい今の課長のほうからは、補正予算計上されている基金積立て1億6,800万円の根拠も含めて説明がありました。そこで私のほうからは、ここには基金の原資について説明がされておりますので、言わばこの特定目的基金である、再生可能エネルギーの基金については、そうすると、この今、関連施設の市有地貸付料金・固定資産税の相当額分についてこの基金を回すけれども、一般会計からの言わば基金に繰入れをするということを考えないのだ。とこういう理解でいいかどうかというところの確認をさせていただきたい。

○委員長（松本尚美君） 三上エネルギー推進課長。

○エネルギー推進課長（三上 巧君） 使い道として基金から一般会計に繰入れないのかということでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 要するに原資として、今回は一般財源としてさっき言った従来の固定資産税等に入ってきた分を基金と入れるけれども、今後ここで言ってる資金の原資ではもちろん、再生可能エネルギー参画配当金、事業収益、寄附金、こういったものを原資しますよということですから、関連施設の貸付料金あるいは固定資産税の相当額以外に一般会計からここに基金に繰入れすることはないんですねという確認の意味であります。

○委員長（松本尚美君） 三上エネルギー推進課長。

○エネルギー推進課長（三上 巧君） 基本的には積立ては一般財源ということになりますが、その一般財源を積み立てる考え方としては、この範囲内で積立て対象に考えております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） そうするとですね、今度は使途に関わってくるわけですが、一つはここで①から④までこういった基金を使つての使途、用途が示されております。①、②は、理解ができるものです。③再生可能エネルギー事業のための財源。これはつまりエネルギービジョンの中に示された、つまり太陽光発電をやるとかね、そういった事業をやるためにこの基金を使うのですよ、ということの理解を、もう少しね、この③について少し説明をお願いを申し上げたい。

○委員長（松本尚美君） 三上エネルギー推進課長。

○エネルギー推進課長（三上 巧君） 議員ご指摘のとおり、②についてはほかの方が行う支援になりますが、③については来年度、推進計画を策定しておりますが、今後市が直接行う事業等があればそちらの財源にも使っていきたいということになります。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） ④多様な地域課題を解決をする財源。これはどういうものが想定をされているのか。

○委員長（松本尚美君） 三上エネルギー推進課長。

○エネルギー推進課長（三上 巧君） こちらのビジョンのほうにも記載しておりますが、この基金を使いまして再生可能エネルギー事業もそのとおりですが、それ以外の様々市が抱える課題の解決のためにも財源を充当していきたいと考えております。例えば公共交通であるとか、そういった事業にも充当していきたいと考えております。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 何でこういうことを聞いているかという、基金の原資についてさっき…通常の一般会計等からは繰入れはしませんよ。支出等については、一般会計からつまりこの基金から行う事業と一般会計で予算計上をして、再生可能エネルギー事業が行っていく場合に、その区分をどうするのかという問題意識が。つまり人件費とはねこれ当然一般会計の中できちっと予算計上されている。

この再生可能エネルギー関係でいくと今後一般会計で予算計上をしていく、そうした支出内容があるのかどうか。そこはちょっと私ね。つまりそこは基金の出し入れ、それから一般会計からはね、基金の繰入れは今予定をされていないという話だけでも、出すほうはどういうものがあるの。一般会計で予算計上されていくもの、基金の中で運用されていくもの、これはどういうものがあるのか、ないのかっていうところがね、ちょっと気になったので。今後その一般会計歳出で予算計上がされていくものが想定されるのか、これはどうですか。ばふっとで構いません。

○委員長（松本尚美君） 三上エネルギー推進課長。

○エネルギー推進課長（三上 巧君） そうですね。再生可能エネルギー事業であれば当然この基金から充当していきますし、それそうでない事業は一般財源の充当もあるかもしれませんが、この基金を財源として充当するものもあると考えてございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） なぜこういう議論してくるかという、基金は要するに、その出し入れが明確にならないわけですね。一般会計でいくと、どっかに金が入りました、どういうふうな支出をしました。しかし基金会計でありますから、なかなかこれを聞かない限りは市民や我々は、基金の中でやりくりがされてますから、さて何に使えるかよくわかってこないという、一方のその基金会計の問題点があるわけですね。ですから、我々できるだけこの基金がどういうふうな形で使われているのか、というところは議会の中、あるいは決算等の中でやりとりをしていく必要があると思いますけれども、市の姿勢としてこの基金会計等にね、決算のほう等の場合にこういった収入があって使途がというね、そういった部分の報告をするというそういった考えはありますか。

○委員長（松本尚美君） 菊池企画部長。

○企画部長（菊池 廣君） ほかの基金も予算決算で基金の年度末の残高、あとは予定額、予定の残高というように出しております。同じようにこれも扱いますけれども、特にこういう事業に使ったというのは詳しく説明して、予算特別委員会、決算特別委員会の、早い話、説明資料の中にそれが出てくるように、こちらのほうで資料を整えたいと思ってました。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） できればこれはね、議会で本当は我々がそこは指摘を聞けばいいだけの話ですけども。指摘をしたようになかなかね、聞けばっていう格好でしか出てまいりませんので、なかなかそういったチェックがね、難しいなというところが現実問題してあるので、できればぜひ、そういった基金の決算等についてはですね、そういった説明を付け加えてもらえれば大変ありがたい。その要望だけして終わります。

○委員長（松本尚美君） ほかにございますか。ちょっと私からいいですか。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 今竹花委員がちょっと触れましたけれども1億6,800万円の中身なんですけれども、この中身、関連施設の市有土地貸付料金とかですね。固定資産税の相当額。この内訳書っていうのをぜひ資料と

していただきたいんですけども、それは出せますか。

○副委員長（木村 誠君） 三上エネルギー推進課長。

○エネルギー推進課長（三上 巧君） 市有地貸付料と固定資産税相当額なんですけど、固定資産税相当額につきましては、個人情報の部分もあるので一つ一つというのは出せないかと思うんですが、合計であれば出せるのかなというふうに思います。

○副委員長（木村 誠君） 松本委員。

○委員（松本尚美君） 個人情報に抵触する部分もあるということですが、だとすれば可能な限りとしか、申し上げられないかもしれませんが、いわゆる市有地の貸付けですね。これ大分前にも田老とかですね、赤前とかですね、そこに太陽光発電所をね、設置する際にも説明を受けた経緯もあるんですが、平米数とかですね、単価とかですね。そういったものもあったと思いますし、今回は恐らくこの中には区界のソーラー部分もあろうかと思いますが、それらに関わるですね、償却資産税等々あろうかと思いますが、面積とか、大体の面積でもトータルの面積でもいいですし、単価が幾らとかですね。可能な限りとしか言いようがないかもしれませんが、数字としてですね、データとして、資料をいただきたい。配付していただきたい。そのように要望するんですが、いかがでしょう。

○副委員長（木村 誠君） 三上エネルギー推進課長。

○エネルギー推進課長（三上 巧君） 可能な範囲で資料のほうは提供したいと思います。

〔松本委員「終わります」と呼ぶ〕

○委員長（松本尚美君） あと質疑ございませんね。なければ、これで質疑を終わります。

これから議案第11号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。

議案第11号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第11号は原案可決すべきものと決定しました。

説明員の入れかえを行います。

〔説明員入れ替え〕

○

付託事件審査（5）議案第16号 負担付きの寄附を受けることに関し議決を求めることについて

○委員長（松本尚美君） 議案第16号、負担つき寄附を受けることに関し議決を求めることについてを議題いたします。

質疑のある方、挙手願います。

竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） それでは幾つかお聞きをしたいと思います。議案書の16の2、別紙の寄附を受ける鉄道事業用償却資産の中に、所在地宮古市旧北リアス線、宮古市旧山田線とこう書いてあります。この旧山田線というのは駅構内なのかなというよう思いますが、ここはどこ場所になりますか。

○委員長（松本尚美君） 多田公共交通推進課長。

○企画課長兼公共交通推進課長（多田康君） こちらで旧山田線と表記してございますのは、いわゆる宮古駅を

出て釜石までの間の市境の部分までということになります。ですから被災箇所で申し上げますと磯鶏駅と宮古駅の間ですとか、八木沢から金浜に至るあたりとか、あとは津軽石から弘川に至るあたりとか、弘川から豊間根の駅の市境まで、というような表現でございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 了解をいたしました。二つ目の質問です。寄附の目的については、別紙のところに書いてありますが、言わばここに書かれているもののほかに当然、三陸鉄道の負担軽減という意味合いもあるんだらうと思いますけれども、この負担つき寄附を受けることによって、三陸鉄道自体の負担軽減はどのぐらいになるのかというところは、つかんでいますか。つまり、従来、JRなり、三陸鉄道が所有をして当然償却資産には課税がされる。これが当然、市町村が寄附を受けることによってこれがなくなる。これに伴う、会社側と三陸鉄道。今でいうと三陸鉄道とになるわけですが、ここはどの程度その固定資産税等の負担が軽くなることになるのか。この辺について把握されているのであればお知らせ願いたい。

○委員長（松本尚美君） 多田公共交通推進課長。

○企画課長兼公共交通推進課長（多田康君） ちょっと背景からご説明をさせていただきます。三陸鉄道については、上下分離をしましょうということで、土木資産等については各沿線市町村が保有をし、車両の運行は三陸鉄道という整理がされてこれまでまいりました。第1種鉄道事業者という届けを出しているの、第1種でいうのであれば車両を持ちながら線路も持たなくちゃならないという整理があつて、路盤から上の部分ですね、枕木、レール分については三陸鉄道が持つということで何年か前に整理をしたものでございます。今回国庫補助が入ることによって災害復旧をいたしましたので、そのレール部分も含めて市町村が持つという整理が今回の議案でございます。ですので、本来、ほかの区間であれば、三陸鉄道が持つべきレール、枕木、道床の部分だけの固定資産で見ますと、約7万9,000円ということになります。ですから本来は7万9,000円を三陸鉄道が所有をして負担すべき固定資産が市町村保有になっているので、その部分が委員の表現を借りれば軽減されているというような扱いにならうかと思えます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 多田課長がおっしゃったのは、これ全線ですか。宮古市の分が7万9,000円ぐらい。全線だという理解でよろしいですか。

○委員長（松本尚美君） 多田公共交通推進課長。

○企画課長兼公共交通推進課長（多田康君） 失礼した。宮古市分でございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） 全線自体についての把握はされておりますか。なければいいです。わかっているならば、宮古市分が7万9,000円だと。その全体でいけばどのぐらいの負担軽減というか…ですか。

○企画課長兼公共交通推進課長（多田康君） 手元に詳細の表がございますが、ちょっと合計欄がないので今、合計してございませんですけど、ざっと申し上げますと50万から60万円ぐらいかと思えます。

〔竹花委員「了解しました。終わります」と呼ぶ〕

○委員長（松本尚美君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようですのでこれで質疑を終わります。これから議案第16号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。

議案第16号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第16号は原案可決すべきものと決定しました。

説明員の入れかえを行います。

〔説明員入れ替え〕

○

付託事件審査（6） 議案第18号 字の区域の変更について

○委員長（松本尚美君） 議案第18号、字の区域の変更についてを議題といたします。

質疑のある方、挙手願います。

竹花委員。

○委員（竹花邦彦君） ちょっとこの区域変更の理解を深める意味でお聞きをします。なぜ国有林野の一部所管替えが行われれば字の区域の変更になるんだろうか。資料を見ますとね、ほとんど宮古盛岡横断道の関係での内容だというふうに察しましたが、どうもそのね、別に、字の変更しなくても、いいのではないと思うのですが、何かこういう国有林野については、何か公的な規定があつてこういうふうになっているのか、そこら辺もし事情がわかればですね、ご説明いただきたいなど。

○委員長（松本尚美君） 多田企画課長。

○企画課長兼公共交通推進課長（多田康君） ご案内のとおり国有林野というのには番地が振られてない。地番が振られていないっていうような概念になります。ですから、今のところその国有林野という区分だけで、例えば区界とか、平津戸というような字に所属してない土地ということになります。今回横断道が通ることによってその地上に露出する部分については、この後登記が行われます。公衆用道路というような登記が行われるのに伴って、地番が振られることになります。地番が振られるとそこに所属している字に編入をされるということになるので、そのときに初めて地番が振られ、字に編入されるという扱いになりますので、今回の議案になってるというものでございます。

〔竹花委員「了解をいたしました」と呼ぶ〕

○委員長（松本尚美君） あと質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようですので、質疑を終わります。

これから議案第18号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。

議案第18号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第18号は原案可決すべきものと決定しました。

説明員は退席願います。

〔説明員退席〕

○

○委員長（松本尚美君） 以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

お諮りします。

12月18日の本会議における議案第8号から議案第11号、議案第16号及び議案第18号の委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。以上で付託事件審査を終わります。

午前11時17分 付託審査終了

○

宮古市議会総務常任委員会委員長 松本尚美